

(案)

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した別表(1)ウに掲げる広域型（定員30人以上）介護施設等の移転改築を行う経費を支援する事業。

別表(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		対象施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 土地の買収又は整地、設備整備等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用 ・ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業 ・ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した（広域型）介護施設等を対象とする事業
(定員 30 人以上の広域型施設)	(※4)	
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	整備床数あたり 5,960 千円	
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	1 施設あたり 74,600 千円	
・ 養護老人ホーム	整備床数あたり 3,190 千円	
・ ケアハウス (※2) ・ 介護付きホーム (※3)	整備床数あたり 5,960 千円	

※1 詳細は次のとおり。

- ・ 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定しない。
- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は、同一法人とする。
- ・ 創設又は大規模修繕のいずれかの整備の早い方の着手前までに、別に指示する関係自治体に

整備計画書を提出すること。

- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工すること。
- ※2 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。
- ※3 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。
- ※4 補助基準額中の整備床数とは移転後の床数のことをいう。ただし、増床分は対象外。
- ※5 次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合
 - ・ 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合